

事 業 概 要

令和元年度

広島県西部東厚生環境事務所

広島県西部東保健所

目 次

I 概況

1 管内の概況	1
2 管内図	2
3 市町別主要指標	3
4 行政組織・業務内容	4
(1) 行政組織	4
(2) 沿革	5
5 常設の相談等の実施計画	6
健康相談日	6

II 主要事業の概要

1 地域保健福祉対策	7
(1) 情報収集管理	7
(2) 人材育成と資質の向上	7
(3) 広島中央地域保健対策協議会	7
2 高齢者保健福祉対策	7
(1) 地域包括ケアシステムの強化推進	7
(2) ひろしま高齢者プランの推進	7
(3) 介護サービスの質の確保・向上と介護給付の適正化の推進	7
3 ひとり親家庭等支援対策	8
4 医療対策	8
(1) 医療施設対策	8
(2) 救急医療対策	8
(3) 周産期医療対策	8
(4) 地域医療支援病院	8
5 健康増進・栄養改善対策	8
(1) 健康ひろしま21推進事業	8
(2) 栄養改善対策	9
6 感染症予防対策	9
(1) 感染症対策事業	9
(2) 結核対策事業	9
(3) エイズ・性感染症対策事業	9
(4) 肝炎対策事業	10
7 毒ガス障害者対策	10
8 歯科保健対策	10
9 精神保健福祉対策	10
(1) 医療対策の推進	10
(2) 精神保健福祉対策の推進	10
10 難病対策	11
(1) 医療費助成	11
(2) 難病相談等支援事業	11
(3) 難病患者地域支援事業	11
11 母子保健対策	12
(1) 不妊治療支援事業	12
12 食品衛生対策	12
(1) 監視指導	12
(2) 食中毒予防対策	12
13 生活衛生対策	12
14 水道対策	13
15 狂犬病予防対策	13
16 薬事対策	13
(1) 医薬品対策	13
(2) 毒物・劇物対策	13
(3) 麻薬、向精神薬、覚醒剤、大麻、けし対策	13
(4) 家庭用品対策	13
(5) 医薬分業	14
(6) 献血対策	14
(7) 薬物乱用防止対策	14
17 環境保全対策	14
(1) 大気汚染防止対策	14
(2) 水質汚濁防止対策	14
(3) 土壌・地下水汚染対策	14

(4) 化学物質対策	14
(5) 公害苦情事案への対応	15
18 廃棄物対策	15
(1) 一般廃棄物対策	15
(2) 産業廃棄物対策	15
(3) 普及啓発・環境学習	15

Ⅲ 資料

1 管内の状況 一覧	16
2 人口（人口動態）	18
(1) 人口動態総覧（市町・年次別）	19
(2) 主要死因別死亡者数	20
(3) 主要死因別標準化死亡比	21

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入状況	22
(2) 衛生教育の実施状況	23
(3) 市町指導の状況	24
(4) 圏域地域保健対策協議会の状況	25
(5) 医師臨床研修受入れ状況	26

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（主体別）	27
(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（所在地別）	28
(3) 実地指導等件数	29

児童・母子・父子・寡婦福祉対策

(1) 母子福祉資金の貸付状況	30
(2) 父子福祉資金の貸付状況	31
(3) 寡婦福祉資金の貸付状況	32

医療対策

(1) 病院・診療所の状況	33
(2) 立入検査及び使用許可件数	34

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況	35
(2) 健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づく食品表示の相談・指導状況	36
(3) 健康増進事業実施状況	37
(4) 健康生活応援店の状況	38
(5) 食育圏域連絡会議開催状況	39

感染症対策

(1) 感染症発生状況	40
(2) 結核の状況	41
(3) 感染症発生に伴う指導状況	47
(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況	48
(5) エイズ相談及びHIV抗原抗体検査・梅毒検査の状況	49
(6) 健康教育実施状況	50
(7) 肝炎相談件数、肝炎ウィルス検査の実施状況、肝炎治療受給者証の交付状況及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付状況	51

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況	52
(2) 相談事業の状況	52
(3) 市町指導・支援の状況	52

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況	53
(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況	54
(3) 組織育成支援状況	55
(4) 相談指導実施状況	56
(5) 家庭訪問指導状況	57
(6) 個別事例検討会	58
(7) 普及啓発・人材養成実施状況	59

難病対策等

(1) 特定医療費（指定難病）の承認状況	60
(2) 特定疾患治療研究事業の承認状況	72
(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況	73
(4) 長期療養児療育相談指導の実施状況	74
(5) 相談事業の実施状況	75
(6) 電話相談及び面接相談等の状況	75
(7) 家庭訪問指導の状況	76
(8) 患者・家族に対する学習会の実施状況	77
(9) 在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況	78
(10) アレルギー疾患相談事業等実施状況	79
(11) アスベスト相談状況	80
(12) 森永ひ素ミルク患者対策	81

母子保健対策

(1) 不妊治療費助成の申請状況	82
(2) 不妊検査・一般不妊治療費助成の申請状況	82
(3) 先天性代謝異常等検査結果指導状況	82

食品衛生対策

(1) 施設数の状況	83
(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況	86
(3) 食品衛生監視指導状況	87
(4) 食品収去検査状況	90
(5) 集団食中毒発生状況	91

生活衛生対策等

(1) 水道施設の監視状況	92
(2) 狂犬病予防業務の状況	93

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況	94
(2) 毒劇物監視指導状況	95
(3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況	96
(4) 医薬品収去検査状況	97
(5) 家庭用品の試買検査状況	98
(6) 献血状況	99
(7) 温泉監視指導状況	100

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況	101
(2) 土壌汚染対策の状況	101
(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況	102
(4) 公害苦情事案の取扱状況	103
(5) 水質事故事案の取扱状況	103
(6) 大気汚染測定項目（常設）一覧表	104
(7) 環境調査の実施状況	106

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況	107
(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況	108
(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況	109
(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等	110
(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況	111
(6) 産業廃棄物に係る協議等	112

その他の資料

管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧	113
-----------------------	-----

I 概 況

1 管内の概況

区域は、竹原市、東広島市及び大崎上島町の2市1町で、広島県のほぼ中央に位置し、賀茂台地、瀬戸内海沿岸、島しょ部から構成されており、面積は、約 797 km²で、県土の約 9.4%を占めている。

地形的には、東広島市からなる賀茂台地は、標高 200m～400mの盆地と丘陵により形成され、比較的平坦地に恵まれている。竹原市、東広島市安芸津町からなる沿岸部及び大崎上島町の島しょ部は、標高 300m～500mの山々が海岸線近くまで迫っており、河川沿いや沿岸部に小規模な平坦地が分布している。

また、一級河川として、太田川水系、江の川水系の2水系、二級河川として、黒瀬川水系、瀬野川水系、沼田川水系、賀茂川水系など12水系がある。

気候条件は、賀茂台地部では、内陸性気候で、夏冬の気温差が大きいのに対し、沿岸部及び島しょ部は、瀬戸内海気候特有の温暖、少雨となっている。

交通は、JR山陽本線、呉線、山陽新幹線と、山陽自動車道、国道2号、185号、486号が東西を貫き、国道375号、432号及び高規格幹線道路の東広島呉自動車道が南北を貫いている。

また、国道2号東広島・安芸バイパス及び東広島高田道路の整備が進められている。

航路は、竹原市の竹原港、忠海港、東広島市の安芸津港から、大崎上島町などの島しょ部に向けてフェリーや高速船が運行されており、内海航路が発達している。

さらに、三原市の広島空港は、山陽自動車道河内インターチェンジから約4 kmと圏域に近接している。

人口は、平成31年1月1日現在213,465人（住民基本台帳人口移動報告）で、人口密度は、268.0人/km²である。

就業者構成は、第1次産業5.2%、第2次産業31.2%、第3次産業63.5%（平成27年国勢調査）となっている。

平成22（2010）年との比較では、第1次産業は引き続いて減少し、第2次産業は減少から横ばいに転じ、第3次産業では増加が続いている。

また、大崎上島町では、第1次産業の減少が続いているが、第3次産業が減少に転じ、第2次産業が増加に転じている。

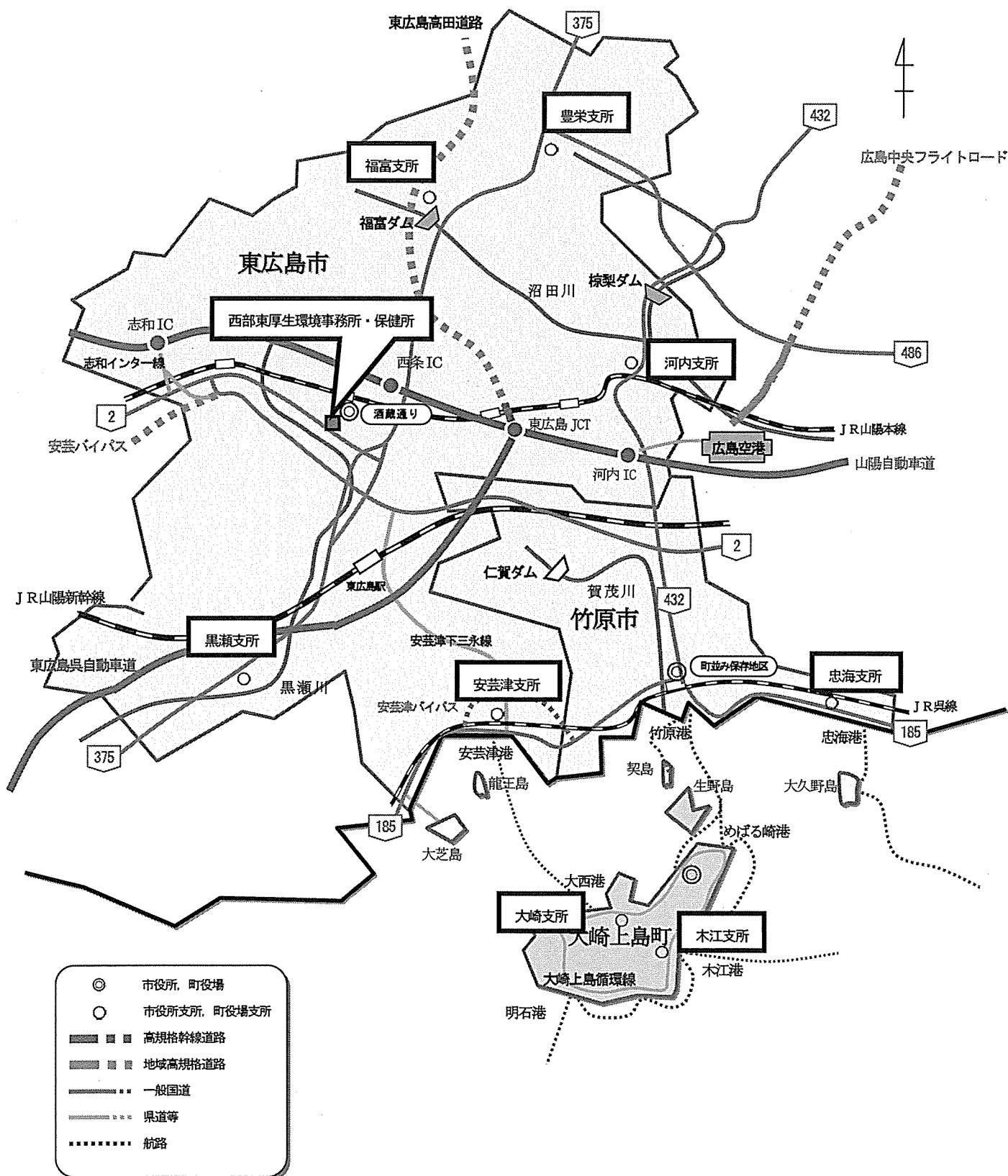
教育機関は、広島大学、近畿大学工学部、広島国際大学（東広島キャンパス）、エリザベト音楽大学西条分校、広島商船高等専門学校が立地している。

また、中高一貫校として、東広島市に県立広島中学校・広島高等学校と近畿大学付属広島高等学校・中学校東広島校が立地し、平成31年4月には大崎上島町に県立広島叡智学園が開校するなど、教育機能が充実している。

試験研究機関は、東広島市鏡山の広島中央サイエンスパークに産学官が連携したイノベーションの創出を図るために県が設置したひろしま産学共同研究拠点や（株）広島テクノプラザをはじめとして、（独）酒類総合研究所、県立総合技術研究所西部工業技術センター生産技術アカデミー及び民間企業の試験研究施設が、安芸津町には、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 果樹茶業研究部門ブドウ・カキ研究拠点が、竹原市には、広島県栽培漁業センターが設置されるなど、圏域内に集積している。

さらに、（独）国際協力機構（JICA）中国国際センターなどの国際協力や国際交流機関の集積も進んでいる。 ※（独）は、独立行政法人の略称である。

2 管内図



3 市町別主要指標

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町								
面積 (K m ²)	796.50	118.23	635.16	43.11								
世 帯 数	96,582	12,284	80,157	4,141								
総 人 口	213,465	25,479	180,575	7,411	-	-	-	-	-	-	-	-
0～4歳	9,067 (4.2)	635 (2.5)	8,279 (4.6)	153 (2.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
5～9歳	10,324 (4.8)	794 (3.1)	9,357 (5.2)	173 (2.3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
10～14歳	10,250 (4.8)	909 (3.6)	9,148 (5.1)	193 (2.6)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
15～19歳	10,932 (5.1)	1,090 (4.3)	9,204 (5.1)	638 (8.6)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
20～24歳	11,460 (5.4)	1,011 (4.0)	10,215 (5.7)	234 (3.2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
25～29歳	10,008 (4.7)	885 (3.5)	8,954 (5.0)	169 (2.3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
30～34歳	11,304 (5.3)	920 (3.6)	10,201 (5.6)	183 (2.5)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
35～39歳	12,839 (6.0)	1,079 (4.2)	11,523 (6.4)	237 (3.2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
40～44歳	15,192 (7.1)	1,462 (5.7)	13,407 (7.4)	323 (4.4)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
45～49歳	15,725 (7.4)	1,643 (6.4)	13,731 (7.6)	351 (4.7)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
50～54歳	13,294 (6.2)	1,593 (6.3)	11,351 (6.3)	350 (4.7)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
55～59歳	12,482 (5.8)	1,519 (6.0)	10,559 (5.8)	404 (5.5)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
60～64歳	12,229 (5.7)	1,680 (6.6)	10,130 (5.6)	419 (5.7)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
65～69歳	15,246 (7.1)	2,403 (9.4)	12,144 (6.7)	699 (9.4)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
70～74歳	14,231 (6.7)	2,306 (9.1)	11,158 (6.2)	767 (10.3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
75～79歳	11,078 (5.2)	1,995 (7.8)	8,423 (4.7)	660 (8.9)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
80歳以上	17,804 (8.3)	3,555 (14.0)	12,791 (7.1)	1,458 (19.7)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
人 口 密 度	268.0	215.5	284.3	171.9	-	-	-	-	-	-	-	-
高 齢 化 率	27.3%	40.3%	24.7%	48.4%	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 西部・東部については支所の値を除く。

(注2) 総数は広島市、福山市、呉市の値を除く。

(注3) 面 積…「平成30年度全国都道府県市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

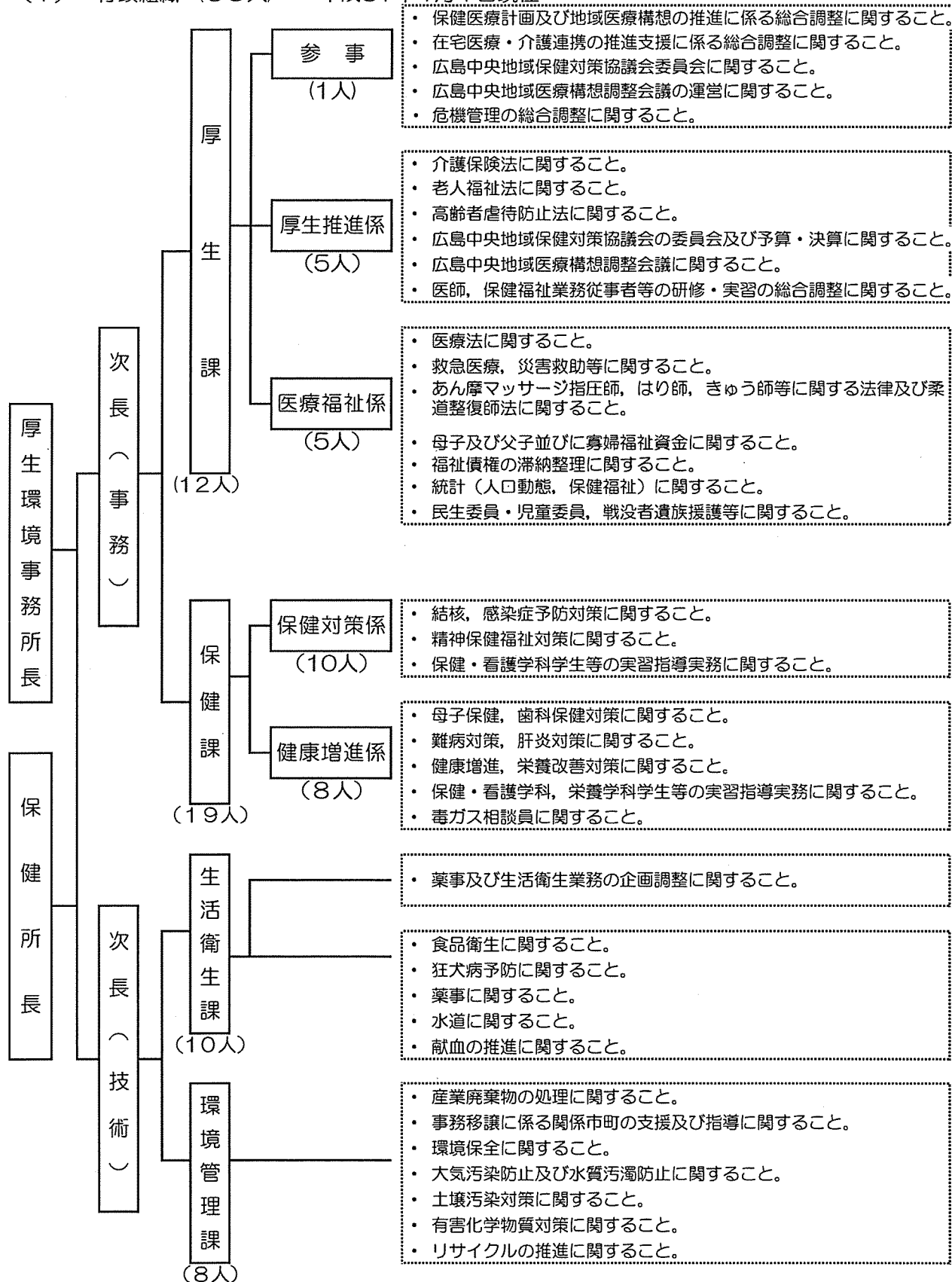
(注4) 世帯数、総人口、年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[平成31年1月1日現在](日本人住民)

(注5) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

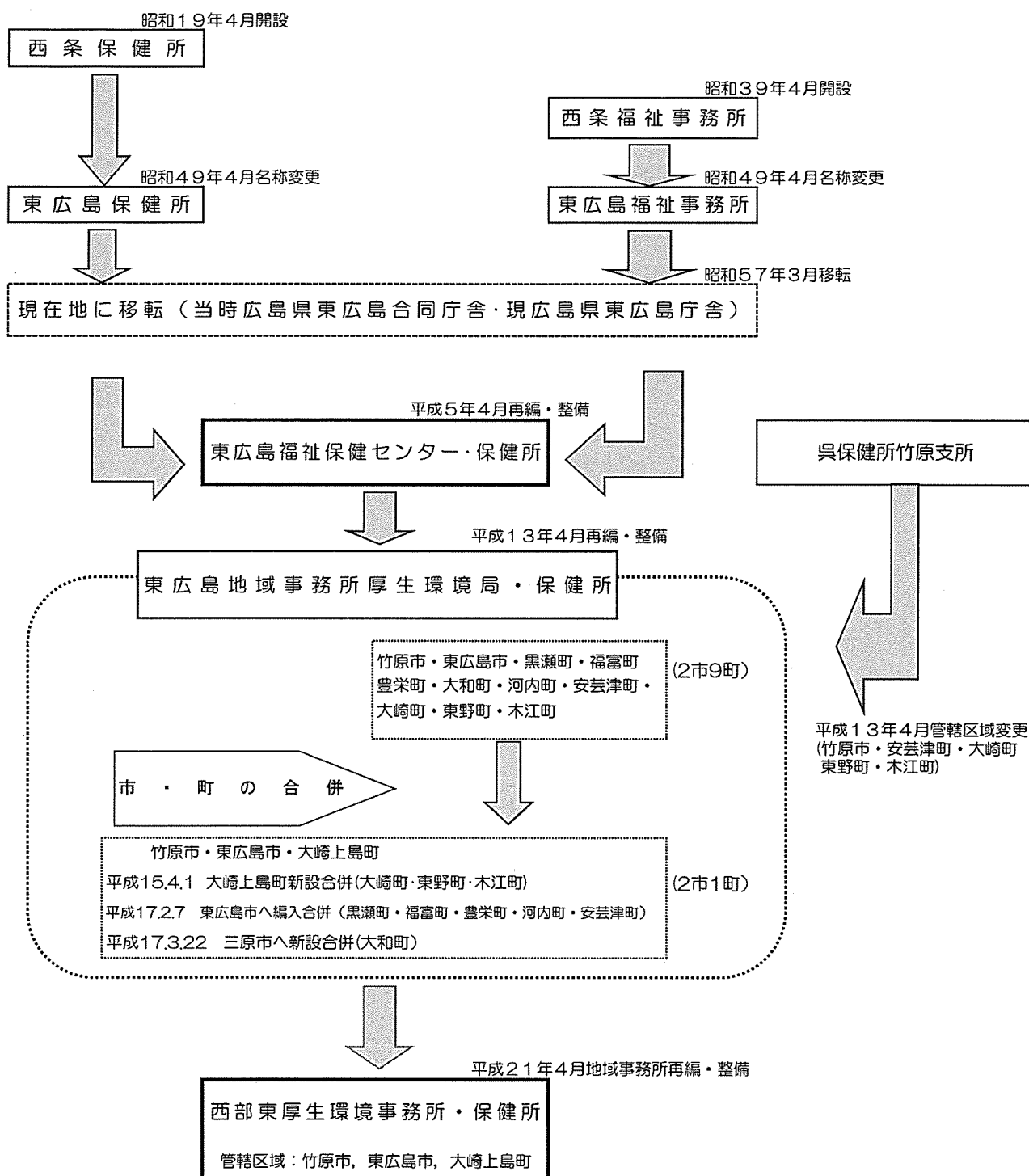
(注6) 人口密度…総人口/面積

4 行政組織・業務内容

(1) 行政組織 (53人) 平成31年4月1日現在



(2) 沿革



5 常設の相談等の実施計画

健康相談日

(令和元年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
うつ病等専門相談	精神保健福祉相談	偶数月 原則第2水曜日 又は第2火曜日	13:30～15:00	西部東保健所	予約制
ひきこもり専門相談	精神保健福祉相談	奇数月 第2木曜日	13:30～15:00	西部東保健所	予約制
エイズ・性感染症対策	HIV抗原抗体検査及び梅毒検査	原則 第1・第3火曜日	第1 9:00～11:00 第3 9:00～11:00及び 13:00～14:00	西部東保健所	予約制
肝炎対策	肝炎ウイルス検査	原則 第1火曜日	13:00～14:00	西部東保健所	予約制

Ⅱ 主要事業の概要

1 地域保健福祉対策

医療制度改革や介護保険制度の改正，地方分権の推進等，保健・医療・福祉サービス提供システムや行政システムの変革に対応しながら，誰もが安心して，健康で充実した生活を送ることのできる地域づくりを推進するため，市町の政策形成を支援している。

(1) 情報収集管理

地域保健福祉の向上を図るため，保健福祉統計情報等の収集管理に努め，重要な行政資料とするとともに，市町の求めに応じて情報提供を行っている。

(2) 人材育成と資質の向上

人口構造や産業構造の急速な変化に伴い，保健・医療・福祉サービスの需要が増大しており，これらに対応する人材育成と資質の向上が大きな課題となっている。

このため，医師臨床研修の受け入れや，大学等の保健福祉業務従事者等養成機関の学生の実習指導を実施している。

(3) 広島中央地域保健対策協議会

人口構造の少子・高齢化・人口減少，産業構造及び社会情勢の変化などを背景に，医療制度改革や介護保険制度の改正等，保健・医療・福祉サービスの提供システムや行政施策は，大きな変革の時期となっている。

広島中央地域保健対策協議会は，地区医師会，地区歯科医師会，地区薬剤師会，社会福祉協議会，公的病院，市町，保健所等の関係機関・団体で構成し，保健・医療・福祉など多様な主体の連携と協働により，地域包括ケアシステムの強化をはじめとして，地域保健医療計画，地域医療構想及び健康ひろしま21等に基づき，事業展開を図っている。

2 高齢者保健福祉対策

高齢者が，住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう，医療，介護，予防，住まい，生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を強化するため，本庁（地域包括ケア・高齢者支援課）及び地域包括ケア推進センターと連携して，地域の課題把握や支援を行う。

(1) 地域包括ケアシステムの強化推進

地域包括システムを強化していくため，介護予防の充実，生活支援体制の整備，自立支援型ケアマネジメントの推進等に重点を置いた支援を実施する。

(2) ひろしま高齢者プランの推進

「ひろしま高齢者プラン（平成30～32年度）」に基づき，市町の各日常生活圏域において，それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの強化をしながら，市町老人福祉計画・介護保険事業計画が円滑に推進されるよう，市町に対し支援等を行っている。

(3) 介護サービスの質の確保・向上と介護給付の適正化の推進

利用者の自立支援に必要なサービスが的確・適切に提供されるよう，指定居宅（介護予防）サービス等の事業者指定審査及び計画的な事業者実地指導を行うほか，保険者指導等を実施している。

3 ひとり親家庭等支援対策

母子家庭や父子家庭及び寡婦等の経済的な自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、福祉資金の貸付けを行っている。

平成30年度の新規貸付は、母子福祉資金 11 件 5,899千円、父子福祉資金1件 1,056千円であった。

4 医療対策

(1) 医療施設対策

医療施設における適正な医療の確保を図るため、医療法第 25 条第1項の規定に基づき、病院、診療所の立入検査を実施し、医療従事者の確保、施設整備、医療の安全管理等の指導を行っている。

(2) 救急医療対策

○ 初期救急医療

休日夜間救急センターとして、竹原市休日診療所及び東広島市休日診療所が設置されている。

また、休日及び夜間の在宅当番医制が市町において実施され、充実が図られている。

○ 二次救急医療

初期救急医療施設で対処できない重症患者（二次救急患者）を診療し、あるいは入院治療するため、病院群輪番制方式により8病院が対応している。

なお、県では、インターネットに対応した広島県救急医療情報ネットワークシステムを運用しており、医療機関情報・夜間休日の医療提供体制などの情報を提供している。

(3) 周産期医療対策

独立行政法人国立病院機構東広島医療センターが、平成 24（2012）年 3 月に周産期医療部門の整備を行い、同年 5 月から分娩取扱いを開始し、同年 10 月に地域周産期母子医療センターの認定を受け、ハイリスク分娩への対応可能な施設として運営されている。

(4) 地域医療支援病院

独立行政法人国立病院機構東広島医療センターが、平成21（2009）年8月に地域医療支援病院として承認されている。

同病院では、他の医療機関から紹介された患者に対する医療の提供や、地域の医師等による病床や医療機器の共同利用、救急医療の提供、地域の医療従事者の資質向上のための研修等を実施している。

5 健康増進・栄養改善対策

(1) 健康ひろしま21推進事業

「健康ひろしま21広島中央圏域計画」により、圏域の重点課題として「生活習慣病の発症予防と重症化予防」、「ライフステージに応じた健康づくりの推進」、「個人の健康を

支え、守るための社会環境の整備」を掲げ、広島中央地域保健対策協議会事業として、生涯を通じた継続的な健康管理の支援体制づくりを推進している。

また、当該計画を推進するため、がん予防対策等推進事業及び健康ひろしま21人材育成事業を実施する。

(2) 栄養改善対策

ア 人材育成及び健康づくり支援

市町において、計画的かつ効果的な栄養改善事業を推進するために、健康づくり従事者を対象に研修会等を通じて支援している。

また、望ましい食生活の実践活動を地域において展開する食生活改善推進員等関係団体の支援を行っている。

イ 介護予防の推進、地域高齢者の栄養改善のための体制整備

ウ 特定給食施設指導

管内特定給食施設等において、適切な栄養管理・衛生管理及び食育の推進が行われるように給食施設の従事者を対象に、集団指導及び個別指導を実施している。

エ 栄養表示・誇大表示指導

加工食品の栄養成分表示に関して、消費者の意識啓発を図るとともに、食品の製造加工事業者等に対して、適切な表示を行うように指導を行っている。

6 感染症予防対策

(1) 感染症対策事業

感染症事案発生時は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、患者等の人権に配慮した迅速かつ的確な積極的疫学調査や保健指導等を行い、感染の拡大防止に努めている。

また、感染症発生動向調査事業により流行予測情報を住民や関係機関等へ提供するとともに、予防対策の普及啓発を図っている。

新型インフルエンザ対策については、様々な感染症発生時に関係機関と連携し、迅速かつ的確な対応が行えるよう、また、発生に備えた体制整備や対応力の向上を目的とした実地訓練を実施している。

また、広島中央地域保健対策協議会においては、最新知識の研鑽や地域の医療体制の構築を推進するため、地区医師会等の関係機関と連携し、感染症対策協議会を開催している。

(2) 結核対策事業

全国的に減少傾向にある結核罹患率は、広島県も同様に平成21年以降低下している。

結核患者の届出受理後、感染源の究明や接触者状況把握のため、早期の患者面接や積極的疫学調査を行っている。

また、接触者健康診断を実施し、新たな患者（感染者）の発見や感染拡大防止を図っている。

治療中の結核患者に、地域DOTS事業（確実な服薬管理）等を実施し、結核のまん延防止と多剤耐性結核の発生を予防し、治療終了後には、患者管理として再発防止のための管理検診を行っている。

(3) エイズ・性感染症対策事業

HIV感染や梅毒の早期発見のため、HIV抗原抗体検査・梅毒検査や、電話・面接相談等を行い、住民に対する正しい知識の普及啓発を行っている。

(4) 肝炎対策事業

肝炎ウイルスを早期発見・早期治療を促進するため、保健所及び委託医療機関での肝炎ウイルス検査を実施する。

また、ウイルス性肝炎治療費の助成を行うとともに、肝炎についての相談や保健指導を実施して、対象者の不安の軽減等に努めている。

平成30年12月からは、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業が新たに開始され、肝がん・重度肝硬変患者の入院医療費の助成を行っている。

7 毒ガス障害者対策

戦時中、全国最大の毒ガス工場が所在した竹原市大久野島に近い、竹原市忠海中町に、広島県毒ガス障害者相談室を設置している。毒ガス障害者相談員を1名配置して、毒ガス障害者の抱えている健康管理及び医療に関すること等、日々の不安について適切な助言、指導を行っている。

平成31年3月末現在、管内の健康管理手帳所持者は、388人、医療手帳所持者は298人で、健康診断や、医療、各種手当が支給されている。

8 歯科保健対策

「第2次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画」が、平成30年3月に策定された。

この計画に基づき、「はつらつ家族表彰」、「8020運動」等の事業を、地区歯科衛生連絡協議会等と連携し、普及啓発を図っている。

9 精神保健福祉対策

(1) 医療対策の推進

精神障害者について、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づく入院措置の実施等を行い、迅速かつ適切な医療の提供に努めるとともに、精神科病院実地指導、入院者の病状審査及び入院状況調査を行い、患者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保を図っている。

(2) 精神保健福祉対策の推進

ア 精神保健相談及び訪問指導

精神科医によるうつ病専門相談、ひきこもり専門相談を実施するとともに、専門医同行訪問や保健師による電話・面接相談、家庭訪問を行い、適切な支援を行っている。

イ 自殺対策推進事業

県の自殺対策推進計画に基づき、市町の自殺対策事業を支援するとともに、支援者の人材育成としてゲートキーパー研修を開催している。

また、広島中央地域保健対策協議会では、うつ・自殺対策医療連携検討会を実施している。この中で、うつ病の早期発見・早期治療のため、かかりつけ医と精神科医療連携

を推進するとともに、自殺未遂者支援として、支援者を対象とした研修会の開催や、「いのちとこころの相談事業」を実施し、再企図防止に向けた個別支援と体制整備を推進している。

ウ ひきこもり対策事業

様々な要因によって社会的なひきこもり状態にある者やその家族等を対象に、「家族のつどい」を開催し、必要に応じて、個別相談や家庭訪問なども行っている。

エ 精神障害者の地域生活支援事業

広島中央地域保健対策協議会では、精神障害者の地域生活を推進するために、地域の保健・医療・福祉の関係者が連携し、精神障害者の支援システムと事例の検討を行い、地域移行・地域定着を円滑に推進している。

また、広島県精神障害者の退院後支援に関するガイドラインに基づき、措置入院者の退院支援を行っている。

オ 市町支援

精神障害者の支援が円滑にできるよう市町と連携している。特に、危機介入を要する事例や、困難事例に対して必要な支援を連携して行う。また、知識の普及や支援技術の向上のための、初任者研修など実施している。

カ その他

精神保健福祉法、障害者総合支援法、心神喪失者等医療観察法等に基づき、関係機関と連携を図りながら処遇の検討と地域ケアを行っている。

10 難病対策

(1) 医療費助成

難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づき、難病患者・家族の負担の軽減を図るため医療費の公費負担を行う。平成27年1月から、対象疾病（指定難病）はこれまでの56疾病から110疾病に拡大され、平成30年4月から331疾病に、令和元年7月から333疾病となっている。

また、小児慢性特定疾病医療費についても、平成30年4月より756疾病が対象になり、令和元年7月から762疾病に拡大となっている。

(2) 難病相談等支援事業

小児難病講演会と交流会を難病対策センターと共催で実施し、保護者間の情報交換や、関係者の協力体制づくりを図っている。

また、難病患者家族を支援するため、難病相談会を開催している。

(3) 難病患者地域支援事業

ア 訪問指導事業

重症難病患者を中心に、在宅療養を支援するために、関係機関、関係職種との連携を図りながら訪問指導事業を実施する。

イ 在宅療養支援計画策定・評価事業

要支援難病患者の在宅療養支援計画の作成、評価を行う。

1 1 母子保健対策

地域の母子保健対策の推進に向け、「ひろしまファミリー夢プラン」、「健康ひろしま21（第2次）」圏域計画を総合的に推進する。

また、妊娠期から子育て期まで母子保健と子育て支援が一体となり、切れ目のないサポート体制である「ひろしま版ネウボラ」の構築及び推進に向け、保健所、市町等の関係機関が連携・役割分担して実施する。

（1）不妊治療支援事業

ア 特定不妊治療費の助成

不妊治療の経済的負担の軽減及び心身両面への支援を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成する。

イ 不妊検査・一般不妊治療費助成事業

早期に適切な不妊治療を開始することを促すため、夫婦が共に不妊検査を受けた場合の検査・一般不妊治療の費用の一部を助成する。

1 2 食品衛生対策

食品の製造加工技術の高度化、物流の広域化・国際化に対応するために、生産から製造・加工・流通・消費にいたる一貫した食品安全確保対策を推進し、総合衛生管理の視点から関係部局との連携を強化するとともにリスク管理としての食品衛生対策を推進している。

学校給食施設や老人・乳幼児等のハイリスクグループを対象とした集団給食施設、大量調理を行う仕出し弁当業及び広域流通食品を製造する施設に対して重点監視指導を実施し、食中毒予防や被害拡大防止を図っている。

食中毒等の食品事故や感染症に即応し、健康被害の探知・医療対策・原因調査・防疫・保健対策を機動的に行うため、所内に食中毒・感染症対策班を設置している。

違反・不良食品の排除のため、平成30年度は455件の収去検査を実施した。

（1）監視指導

平成30年度の監視対象施設総数は、5,942施設（うち許可・認定を要する施設4,096、許可を要しない施設1,846）で、監視指導計画に基づき設定した目標監視件数は、4,261件で、実際の監視件数は3,131件（監視率73.5%）であった。

（2）食中毒予防対策

調理従事者等に対する食品衛生講習会を、平成30年度は延べ32回、906人に実施した。

今後も、調理従事者等に対し、食中毒予防の啓発活動を推進するため、食品衛生講習会を積極的に開催することとしている。

1 3 生活衛生対策

住民の日常生活に極めて深い関係にある旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニン

グ所等生活衛生関係事務は、市町に移譲している。

なお、市町が施設の立入検査等を実施する際には、必要に応じ監視指導の技術支援を行っている。

1 4 水道対策

水道施設は、上水道 3 施設が整備されている（平成 31 年 3 月末現在）。このうち監視対象施設は、上水道 2 施設である（国認可の東広島市上水道を除く。）。

水道普及率は 94.8%（平成 31 年 3 月末現在。以下同じ。）で、県水道普及率は 94.5% となっている。

引き続き、管内市町と水道整備計画について協議し、水道の普及に努める。

また、水道関係施設に立入検査し、安全で良質な水の安定的な確保及び水道施設の適正な維持管理体制の構築について、指導している。

なお、専用水道・簡易専用水道に関する業務は、市町に移譲している。

1 5 狂犬病予防対策

平成 12 年 4 月から飼い犬の登録・狂犬病予防注射が市町の事務となったため、円滑な運営に資するため獣医師会等との連絡調整に努めている。

1 6 薬事対策

（1）医薬品対策

医薬品等の品質、有効性及び安全性確保のため、その適切な管理、取り扱い、不良・不正医薬品等の排除などに重点を置き、薬局、医薬品等販売業者及び業務上取扱者を監視指導するとともに、医薬品の収去検査を実施している。

また、医薬品情報の提供の徹底を指導するなど医薬品の適正使用の推進を図っている。

さらに、いわゆる健康食品については、健康被害の発生を防止するため販売方法、広告、表示の実態調査及び試買検査を行っている。

（2）毒物・劇物対策

毒物及び劇物による危害を防止するため、毒物劇物営業者及び業務上取扱者に保管管理、譲渡手続き等について監視指導を実施している。

（3）麻薬、向精神薬、覚醒剤、大麻、けし対策

ア 立入検査等

医療機関、薬局等に対し、麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料の保管管理、記録等について監視指導を実施している。

イ 大麻・けし対策

「不正大麻・けし撲滅運動」の期間中に管内を巡視するとともに、ポスター・チラシ等によって住民の啓発に努めている。

（4）家庭用品対策

家庭用品に使用されている化学物質による健康被害を防止するため、試買検査を実施

している。

(5) 医薬分業

処方せん受取率は着実に増加しているが、その態様は特定の医療機関の処方せんが特定の薬局に集中するマンツーマン分業が主体となっている。

患者に、よりメリットのある医薬分業を推進するには、患者が自ら選択した「かかりつけ薬局」で一般用医薬品を含めた薬歴管理、十分な服薬指導が受けられるいわゆる、「面分業」を推進する必要がある。

(6) 献血対策

少子高齢化の進展や若者の献血離れに伴う供給不足が懸念されている。

このため、良質な血液の安定供給を確保するため、献血思想の普及を図るとともに、関係機関と連携をとりながら、特に 400ml 献血の推進に努めている。

(7) 薬物乱用防止対策

薬物乱用は、中学生、高校生にも広がり、大きな社会問題になっている。

このため、広島県薬物乱用防止指導員東広島地区協議会を中心に、関係団体と連携して、講習会や啓発活動を実施し、地域に密着した薬物乱用防止活動を推進している。

1.7 環境保全対策

(1) 大気汚染防止対策

大気汚染の主な原因は、工場・事業場から排出されるばい煙や粉じん及び自動車からの排出ガスである。

大気汚染防止法及び県生活環境保全条例の規制対象となる工場・事業場の立入検査等を実施し、適正な管理を指導している。

(2) 水質汚濁防止対策

河川、海域等公共用水域の水質汚濁の原因は、工場・事業場からの排水及び家庭からの生活排水等である。

瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法及び県生活環境保全条例の規制対象となる工場・事業場の立入検査や排水検査を実施し、適正な管理を指導している。

また、生活排水対策として、下水道の適正な維持管理を指導するとともに、浄化槽設置費用を補助するなどして小型合併処理浄化槽の設置を推進している。

(3) 土壌・地下水汚染対策

土壌・地下水汚染の主な原因は、工場・事業場における有害物質の不適切な取り扱いや漏えい事故等である。

土壌汚染対策法及び県生活環境保全条例により、土壌汚染状況調査及び土地履歴調査等の実施の徹底を指導するとともに、土壌汚染が判明した土地の指定等、必要な措置を実施している。

また、地下水汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法の規制対象となる有害物質関係施設の立入検査を行い、構造基準等の遵守を指導している。

(4) 化学物質対策

ア ダイオキシン対策

ダイオキシン類の主な発生源は、廃棄物の焼却施設である。

発生源周辺地域、一般環境地域の大気・水質・底質・土壌中のダイオキシン類の調査、ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となる工場・事業場の立入検査を行い、適正な管理を指導している。

イ 有害化学物質対策

有害性のある化学物質を取り扱う事業者による自主的な化学物質の管理と改善を目的としたPRTTR法に基づき、化学物質の安全管理対策を推進している。

また、環境ホルモン物質についてのモニタリング調査を実施している。

ウ オゾン層保護対策

フロン排出抑制法及び自動車リサイクル法に基づき、フロン類回収業者等の登録を行い、オゾン層を破壊する原因物質の一つであるフロン類の適正な管理を指導している。

(5) 公害苦情事案への対応

市町等関係機関と連携をとり、迅速かつ的確な対応に努めている。

1.8 廃棄物対策

(1) 一般廃棄物対策

浄化槽保守点検業者の保守点検業の登録を行うとともに、更新登録時等に立入検査等を実施し、浄化槽の適正な保守点検を指導している。

(2) 産業廃棄物対策

有害廃棄物排出事業所、産業廃棄物処理業者、自動車解体・破砕業者、建設業者、産業廃棄物処理施設、PCB電気機器を保管する施設の立入検査や産業廃棄物の抜取検査、最終処分場の浸透水の水質検査を実施し、産業廃棄物の適正処理及び産業廃棄物処理施設の適正な維持管理を指導している。

また、ヘリコプターによるスカイパトロールや海上保安部と連携した巡視船によるシーパトロール、管内の市町や警察等により構成する広島中央地域廃棄物不法投棄等防止連絡協議会の開催による不法投棄防止に係る情報交換・合同パトロールを実施し、不法投棄などの早期発見・早期是正に努めている。

さらに、管内の主要幹線で産業廃棄物運搬車両検査を行い、産業廃棄物の運搬基準の遵守状況を確認し、適正な運搬を指導している。

(3) 普及啓発・環境学習

資源・エネルギーの大量消費に依存したライフスタイルを見直し、循環型社会を構築・推進するために、環境保全に関する住民の意識啓発、広報普及に努め、また、環境学習機会の提供や支援を行い、地域に根ざした環境保全活動の推進を図っている。

